

環境対応車導入促進助成金交付要綱

平成 21 年 4 月 21 日 制 定

令和 7 年 4 月 1 日 最終改正

公益社団法人 岩手県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人岩手県トラック協会（以下「岩ト協」という。）は、貨物自動車運送事業の用に供する環境対応車の普及を促進するため、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車など環境対応車を導入する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象)

第 2 条 岩ト協会員事業者で入会から 6 ヶ月以上経過し、且つ会費の未納等のない事業者であって、環境対応車を「買取り」又は「リース」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。また、環境対応車の使用の本拠の位置は岩手県内とする。

2. 車両総重量 2.5 トン超の電気自動車（新車）及び燃料電池自動車については、リースの場合は車両の「使用者」、買取りの場合は車両の「所有者」が中小企業者（※）の事業者であること。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が 3 億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人

(対象車両)

第 3 条 「環境対応車」とは、車両総重量 2.5 トン超の貨物自動車運送事業の用に供する新車新規登録自動車であって、以下に該当する自動車のうち、別表に示す自動車とする。

- (1) 天然ガス自動車
- (2) ハイブリッド自動車
- (3) 電気自動車
- (4) 燃料電池自動車

(助成額)

第4条 全ト協「環境対応車導入促進助成金交付額」に定める額とする。なお、交付額に示す各区分に属する助成対象車両は、参考車両型式の一覧表に示すものとする。但し、1事業者において原則3台を上限とする。

(車両の登録等)

第5条 助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の4月1日から翌年2月末日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までに事業が完了した車両とする。

(申請期間)

第6条 当該助成金を申請する日の属する会計年度の4月1日から翌年1月31日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までに交付申請を行い、2月末日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までに実績報告を行うものとする。但し、期間内であっても予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

2、4月から6月の登録車両に限り事業完了日以降の申請を認めることとし、その申請期間は7月31日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までとする。

(申請方法)

第7条 事業者又はリース事業者は、全ト協様式1「環境対応車導入促進助成金交付申請書（5枚複写）」、見積書の写しを添付し、新車新規登録前に岩ト協に申請するものとする。

なお、国への交付申請は別途事業者において申請するものとする。

2、岩ト協は前項の交付申請書類を審査し、交付を認めたときは交付決定通知書を事業者又はリース事業者に通知するものとする。

3、事業者又はリース事業者は、事業が完了した後、リースによる導入の場合は岩ト協様式1「環境対応車導入促進助成事業実績報告書（リース）」、買取りによる導入の場合は岩ト協様式2「環境対応車導入促進助成事業実績報告書兼助成金交付請求書（買取り）」、自動車検査証記録事項の写し、支払いを証する書類として領収書の写し（領収書が入手できない場合には、銀行振込明細書（※1）、又はインターネットバンキング決済完了画面（※2）等、リースの場合はリース開始日または物件借受日が記載されているリース契約書の写し、割賦購入の場合は引渡日等が記載されている割賦販売契約書の写し）を添付し、岩ト協に申請するものとする。

また、電気自動車及び燃料電池自動車の場合、直近の事業年度の事業報告書（本社分）の表紙及び事業概況報告書の写し又は事業完了日から３ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写しも添付し、岩ト協に提出する。なお、上記申請書類で要件の確認が出来ない場合は、別途確認できる書類を求める場合がある。

※１ 銀行振込明細書の写しは、金融機関等の出納印が押印されている振込受付書、又は利用明細書を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請事業者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

※２ インターネットバンキング決済完了画面の写しは、振込データの受付明細、並びに出入金明細等の引落が確認できる書類の両方を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

（助成金の交付）

第８条 岩ト協は、事業者又はリース事業者から前条の実績報告書の提出があったときには、速やかにその報告を審査のうえ、リースによる導入の場合は全ト協からリース事業者に対し、買取りによる導入の場合は岩ト協から事業者に対して交付するものとする。

（財産の処分制限）

第９条 事業者又はリース事業者は、交付対象となった車両が事業完了日から起算して下記の法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、商号変更を除く使用者の変更、都道府県をまたぐ「使用の本拠の位置」の変更、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ岩ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

（１）最大積載量２トン以下の事業用トラック ３年

（２）最大積載量２トン超の事業用トラック ４年

（その他）

第１０条 この交付要綱によらない事項については、全ト協の「環境対応車導入促進助成金交付要綱」を適用する。

(附則)

1. 本要綱は平成22年4月1日より適用する。
2. 平成22年4月26日一部改正
3. 平成29年4月1日一部改正
4. 令和2年4月1日一部改正
5. 令和3年4月1日一部改正
6. 令和4年4月1日一部改正
7. 令和5年4月19日一部改正
8. 令和6年4月1日一部改正
9. 令和7年4月1日一部改正